

3.12.2 情報通信振興部門 革新事業グループ

グループリーダー 櫻庭 修 ほか3名

通信・放送ベンチャーの事業化支援等

概要

(1) 情報通信ベンチャーの支援

① 通信・放送新規事業に対する助成

新規性・困難性・波及性において優れたビジネス・モデルを有する情報通信ベンチャーに助成金を交付する。

② テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた出資

民間と共同出資して設立されたテレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて、情報通信ベンチャーを発掘し、出資を行う。

③ 債務保証

総務大臣の認定を受けた通信・放送新規事業者が金融機関から事業資金の融資を受けるのを支援するため、12億円を限度として当該融資に係る債務を保証する。

(2) 情報通信インフラ高度化の支援

① 電気通信基盤充実のための施設整備事業等に対する支援

光ファイバーやDSL装置等の高度な電気通信施設、高度なCATV施設、電気通信システムの信頼性向上施設及び地上デジタルテレビ放送施設の整備を行う事業に対し、利子助成及び債務保証などを通じて支援する。

② 地域通信・放送開発事業に対する利子補給

地域において電気通信の高度化に資する事業(CATVの高度化、地上デジタルテレビ放送中継局の整備等)に対して、日本政策投資銀行等からの融資に係る金利負担の軽減を通じて支援する。

平成19年度の成果

(1) 通信・放送新規事業に対する助成の実施に当たっては、公募の都度、機構のウェブページや情報通信ベンチャー支援センターのメールマガジン等を通じて周知を行った。また、総務省地方総合通信局と連携して、全国13か所で説明会を開催した。

15件の申請に対して、公募締切から助成金交付決定までの事務処理期間は平均59日であり、前年度より短縮された。

また、応募状況及び採択結果について、機構のウェブページで情報公開するとともに、事業性を重視した評価点配分を行い、収益納付期間等の延長(5年間に延長)など規程を改正した。

(2) テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて、ベンチャー企業の発掘・支援育成に関する状況の把握を行うとともに、投資事業組合の業務執行組合員に対し、収益可能性等のある出資を要請した。その結果、平成19年12月末現在で、保有27社のうち4社が上場を果たしている。

また、ウェブページにおいて、投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書を公表した。

(3) 通信・放送新規事業に対する債務保証業務については、機構に対し10件の問合せ(前年度14件)があり、うち2件について、総務省と貸付金融機関とともに本債務保証制度の利用を前提に融資可能性についての審査を行った。

平成19年9月20日に機構と貸付金融機関との間で、本債務保証制度を利用する際に必要な約定書を締結し、同年11月に債務保証を実施した。

(4) 電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する利子助成の実施に当たっては、迅速な事務処理を図るべく、関係金融機関とも連携し、計画的な業務執行態勢を整えているが、平成19年度は新規の申請がなく、26件の既存貸付分に係る利子助成事務を実施した。

(5) 平成19年度から利子補給の対象に地上デジタル放送中継局施設の整備を追加した。当該施設の整備について、平成19年度は、放送事業者8社の借入れに対し、利子補給の支給決定を行った(同年度中に3社に利子補給を実施)。

地域通信・放送開発事業に対する利子補給の実施に当たっては、12件の申請に対して、平均5.7日間で事務処理を行い、既存分を含めて64件の利子補給を実施(平成18年度：平均10日間)した。